

別紙 2

訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表 訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法 通則 1～3 (略) 区分 01・01-2 (略) 02 訪問看護管理療養費 1 月の初日の訪問の場合 イ 機能強化型訪問看護管理療養費 1 <u>12,530円</u> ロ 機能強化型訪問看護管理療養費 2 <u>9,500円</u> ハ 機能強化型訪問看護管理療養費 3 <u>8,470円</u> ニ イからハまで以外の場合 <u>7,440円</u> 2 月の2日目以降の訪問の場合(1日につき) <u>3,000円</u> 注1～11 (略) 03～05 (略)	別表 訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法 通則 1～3 (略) 区分 01・01-2 (略) 02 訪問看護管理療養費 1 月の初日の訪問の場合 イ 機能強化型訪問看護管理療養費 1 <u>12,400円</u> ロ 機能強化型訪問看護管理療養費 2 <u>9,400円</u> ハ 機能強化型訪問看護管理療養費 3 <u>8,400円</u> ニ イからハまで以外の場合 <u>7,400円</u> 2 月の2日目以降の訪問の場合(1日につき) <u>2,980円</u> 注1～11 (略) 03～05 (略)